

○二宮町図書館基金条例

〔平成 21 年 3 月 10 日〕
条 例 第 1 号

(設置)

第 1 条 二宮町図書館の図書等の整備事業に充てるため、二宮町図書館基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とし、当該年度の一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。

(1) 予算で定める額

(2) 基金の趣旨に添う寄付金

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。